

政令第四百七号

登記手数料令の一部を改正する政令

内閣は、不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第百十九条の二第四項において準用する同法第百十九条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

登記手数料令（昭和二十四年政令第四百四十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「いう。」の下に「、所有不動産記録証明書」を加える。

第二条第一項中「第六項及び第九項」を「第七項及び第十項」に改め、同条中第九項を第十項とし、第三項から第八項までを一項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の一項を加える。

3 所有不動産記録証明書の交付についての手数料は、一通につき千六百円とする。

第三条第一項中「第四項及び第五項」を「第五項及び第六項」に、「第六項」を「第七項」に、「つき」を「つき」に改め、同条第六項中「登記事項証明書」の下に「、所有不動産記録証明書」を加え、同項を同条第七項とし、同条第五項中「前条第九項」を「前条第十項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「前条第六項から第八項まで」を「前条第七項から第九項まで」に、「（第六項）」を「（第七項）」

に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前条第四項」を「前条第五項」に、「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前条第三項」を「前条第四項」に、「前項」を「第一項」に、「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前条第三項の規定にかかわらず、前項に規定する電子情報処理組織を使用して行う所有不動産記録証明書
書の交付の請求に関する手数料（第七項に規定する場合を除く。）は、一通につき千四百七十円（当該所有不動産記録証明書の送付を求める場合にあつては、千五百円）とする。

第四条中「第二条第六項、第七項又は第九項」を「第二条第七項、第八項又は第十項」に改め、同条第一号中「前条第四項第一号」を「前条第五項第一号」に改め、同条第二号中「前条第四項第二号」を「前条第五項第二号」に改め、同条第三号中「前条第四項第三号」を「前条第五項第三号」に改め、同条第四号中「前条第四項第四号」を「前条第五項第四号」に改め、同条第五号中「前条第五項第一号」を「前条第六項第一号」に改め、同条第六号中「前条第五項第二号」を「前条第六項第二号」に改める。

第十条第二項中「第三条第六項」を「第三条第七項」に改め、同条第三項中「第三条第六項」を「第三条第七項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に改める。

第十八条中「第二条第六項から第八項まで」を「第二条第三項及び第七項から第九項まで」に、「同条第六項」を「同条第七項」に、「及び」を「並びに」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、民法等の一部を改正する法律（令和三年法律第二十四号）附則第一条第三号に掲げる規定（同法第二条中不動産登記法第百十九条の次に一条を加える改正規定及び同法第百二十条第三項の改正規定に限る。）の施行の日（令和八年二月二日）から施行する。

（東日本大震災の被災者等に係る登記事項証明書等の交付についての手数料の特例に関する政令の一部改正）

2 東日本大震災の被災者等に係る登記事項証明書等の交付についての手数料の特例に関する政令（平成二十三年政令第百四十号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「第三条第二項」を「第三条第三項」に、「第二条第三項」を「第二条第四項」に改め、同条第三項中「第三条第三項」を「第三条第四項」に、「第二条第四項」を「第二条第五項」に改め

理 由

民法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、所有不動産記録証明書の交付についての手数料を定める必要があるからである。